〇　本事業を利用し、検査機関で医師の関与なく検査を実施した場合、検査結果は確定診断とならず、結果が陽性であった際には改めて医療機関を受診する等により確定診断が必要となります。結果が陽性だった場合は、医師や保健所等の指示に従い対応を図ることとし、事前連絡なく医療機関を受診すること等がなきようご留意ください。

　　　なお、医療機関受診時の診療代等は、本事業の補助対象外となります。

〇　検査は、一定の割合で偽陰性・偽陽性が出現します。陰性となった場合でも、標準的な感染対策は引き続き行う必要があります。

**検査機関を活用した検査の流れ（イメージ）**

**検査方法等の選定**

**注意**

**検査対象者の設定**

〇　各事業所において、無症状者への検査を含めPCR検査等を実施する場合には、事業所における検査の実施体制や陽性者が発生した場合の対応方針等も踏まえて、対象者を設定してください。

　（対象者の例）　・　事業所内の全職員に実施

・　利用者に直接支援する職員のみ実施　など

・　症状がある方は、医療機関を受診してください。

・　感染者や濃厚接触者等に対し保健所が実施する行政検査の対象となる方は、補助対象外です。

・　抗体検査は補助対象外です。

・　検査を実施するにあたっては、必ず本人等の同意を得たうえで行ってください。

〇　本事業に係るPCR検査等は、無症状者への検査も含めた事業所の自主的な検査が対象となり、検査を実施するかしないか、実施する場合の対象者や方法は、各事業所で検討いただきます。保健所では、こうした自主的な検査に関する問い合わせには対応ができませんのでご注意ください。

〇　検査の特徴や制度を理解の上、医師や検査機関の指示・説明をよく踏まえて実施してください。

〇　あらかじめ陽性者が発生した場合に備え、事業所における連絡体制や役割分担、人員体制の確保策、利用者への対応など必要と思われる事項を検討した上で、本事業を活用ください。

〇　検査機関による検査を医師の関与なく実施し、結果が陽性だった場合は、保健所への医師による発生届を作成するため、改めて医療機関への受診が必要となる場合があります。そのため、本事業を利用する場合は、陽性判明時の対応等につき、可能な限り、事前に関係医療機関やかかりつけ医と調整を図るものとしてください。

〇　検査実施は、事業所が主体となって実施してください。職員が個人で実施した検査は、補助対象外です。事業所単位で実施する時期は、各事業所の体制に合わせて判断してください。

**本事業を活用してPCR検査等を実施する場合の注意点について**

別紙３

**陽性結果が出た場合の注意**

陽性の場合

療養・自宅待機等

医療機関受診等・医師による発生届の提出

検体採取・

送付及び結果受理

検査機関

と契約

対象者・検査

方法等を検討

〇　本事業の対象となる検査方法は、PCR検査か抗原定量検査のいずれかになります。PCR検査は抗原定量検査より少ない量のウイルスを検出できますが、抗原定量検査は判定に要する時間が短いという特徴があります。

〇　採取する検体は、無症状者の場合、鼻咽頭ぬぐい液か唾液になります。配置医師や協力医療機関の医師等とも相談するなどにより検討してください。

〇　各事業所において医療機関や検査機関と契約し、検体採取と検査を実施します。東京都が他事業において実施した際の協力検査機関を別途送付いたしますので、参考としてください。

〇　検査に際しては、できる限り協力医療機関等の協力を得て、事業所内の感染防止対策や検体の適切な管理体制を構築した上で実施してください